

第5章 工事施工に伴う申請手続等

5. 1 給水装置工事の施工承認

1. 施工承認の意義

給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。（給水条例第5条）

施工承認は、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えたりしないこと、また、水道水質の安全確保に支障を生じないこと等の確認をするために行うものである。

管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工した者は、給水条例第34条第1号の規定により過料が科せられる。

2. 施工承認を要する工事

施工承認を要する工事は、以下の工事である。

（1）新設工事（給水装置を新たに設ける工事、建て替え等による宅内第一止水栓以降の新設工事、管理者への譲渡を前提とした公道内の給・配水管工事等。）

（2）改造工事（給水栓を取り除く・増やす、水道メーターを移設する、給水管種・口径・埋設位置を変更する等の工事、受水槽2次側の改造工事※）

※ 受水槽2次側は給水装置ではないが、使用水量の変更を伴う可能性が有るため。

（3）修繕工事（給水栓や給水管の破損に伴い破損箇所を修理する工事。軽微な変更は除く※）

※ 『軽微な変更』とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないもの）をいう。（施行規則第13条）

（4）撤去工事（不要となった給水装置を撤去する工事。玉下し工事や建物解体に伴う宅内第一止水栓での止水工事等。）

3. 承認条件

（1）給水区域内であり、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。

（2）当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管及び当該給水装置の給水能力の範囲内であること。

（3）当該給水装置の口径が適正であること。

（4）計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。

（5）メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。

（6）当該給水装置の場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。

（7）配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具については、管理者が別に定める基準に適合すること。（給水条例第7条第4項）

- (8) 管理者が指示する工法・工期その他工事上の条件に従うこと。(給水条例第7条第5項)
- (9) 管理者の算出した額の水道利用加入金を納入すること。(給水条例第6条の2)
- (10) その他給水装置の維持管理に支障を及ぼさないこと。

4. 施工承認

工事内容が承認条件を満たしているものは、給水装置工事作業伝票の交付により施工の承認をする。

- (1) 給水装置工事は、給水装置工事作業伝票の交付まで着手してはならない。
- (2) 公道掘削・河川横断等で、関係管理者等の許可を要する部分の工事は、その部分に対する許可が下りるまで施工してはならない。

5. 2 給水装置工事の申込

工事の申込をしようとする者(工事申込者)は、指定工事業者の中から工事を施工させる者を選定し工事契約を行い、工事申込者から委任を受けた指定工事業者が工事1件ごとに申込を行う。

1. 提出書類

指定工事業者は、給水装置工事申込の際に、設計審査を受けるため設計審査に係る給水装置工事申込書に設計図等の必要な書類を添えて、管理者に申請しなければならない。(条例第7条第2項、指定工事業者規程第14条)

【 表5. 2. 1 給水装置工事の申込に必要な書類 】

	直結式	受水槽式	改造	撤去
給水装置工事申込書	○	○	○	○
給水装置工事作業伝票(正・副各1部)	○	○	○	○
給水装置所有者名義変更届	△	△	△	△
受水槽及び口径決定計算書	—	○	△	—
水道利用加入金減額・免除申請書	△	△	△	—
地権者確認用資料	△	△	△	△
土地所有者承諾書	△	△	△	—
私有管使用承諾書	△	△	△	—
各種誓約書(既設管使用・受水槽設置無等)	△	△	△	—
寄付確約書(開発等による配水管の新設、布設替時に提出)	△	—	—	—

○必要△必要に応じて—不要

※ その他管理者が必要と認める書類を提出すること

2. 設計審査

設計審査は、給水装置工事の適正な施工を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法等が本基準等に適合している（承認要件を満たしている）ことを確認するために行うものである。

- (1) 給水装置工事の申込者は、申込の際に管理者の算出した額の水道利用加入金を納入しなければならない。（給水条例第6条の2）
- (2) 工事申込者は、申込の際に、管理者が必要とする手数料を納入しなければならない。（給水条例第28条）
- (3) 工事申込者は、国県道掘削が伴う場合、管理者が占用の申請を行うので、その費用を納入しなければならない。（給水条例第28条）
- (4) 申請地に既存のメーターが有る場合、そのメーターを亡失または損傷した場合は、その額を弁償しなければならない。（給水条例第16条第3項）

【 表5.2.2 申込時に必要な手数料等 】

手数料の種類	金額/単位	
設計審査手数料	3,000円/件	申請1件ごと
竣工検査手数料	1,000円/戸	1量水器ごと、止水栓まで工事の場合は1止水栓ごと
国県道申請 手数料	4,000円/件	県道掘削を伴う工事の場合に必要
	9,000円/件	国道掘削を伴う工事の場合に必要
メーター紛失料	実勢価格/個	申請地の既存メーターを亡失した場合に必要

5. 3 工事変更等の取り扱い

1. 設計等の変更

設計等に変更が生じた場合は、給水装置工事内容変更届及び給水装置工事作業伝票並びに当該変更に応じた必要な書類を提出すること。

2. 工事の取下げ

工事申込者の都合等により工事申込を取り下げる場合は、給水装置工事取り下げ書を提出すること。

5. 4 道路占用許可申請書等諸届

1. 道路占用許可申請手続

給水管を公道に布設する場合は、道路法第32条の定めにより、事前に道路管理者に対し道路占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

また、河川、水路、公園等の公共用地の占用についても、事前に各施設の管理者に対し、占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

【 表5. 4. 1 占用許可申請手続方法 】

区分	提出先	申請書作成者
市道、市所有道路、里道 市管理（公園、水路、河川、農林道、公共用地等）	筑紫野市、所管課	指定工事業者
県道、国道（3号以外） 県管理（公園、水路、河川、農林道、公共用地等）	当該県土整備事務所	管理者※
国道（3号）	福岡国道事務所	管理者※

※ 国県道については、管理者が占用の申請を行うので、必要となる書類を必要な時に必要部数提出すること。

（申請時：各種図面、埋設物協議書、写真等各4部、完了時：施工写真一式各2部）

2. 道路使用許可申請手続

公道及びその他の道路等交通の用に供されている場所を掘削または使用しようとする場合は、必ず所轄警察署に対し、使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。この手続は指定工事業者が実際の工程を組んで行う。

3. 掘削工事の禁止期間

（1）国土交通省管理の道路（国土交通省道路局通達）

道路管理者は、関係機関と緊密な連絡により道路に関する工事に先行して必要な地下埋設工事等を施工するよう努めるものとし、道路舗装工事完了後は原則として一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね5年、アスファルト舗装についてはおおむね3年）当該箇所の掘り返しを抑制する措置を講じるものとする。

（2）市管理の道路

新設舗装道路は工事完了の日から3年間掘さく工事を禁止する。ただし、緊急を要するとき又は市長がやむをえない理由があると認めるときは、この限りではない。

5. 5 メーターの貸与

管理者が貸与するメーターは施工承認後、検査実施前に貸与を行う。また、工事用水が必要な場合は、工事用としてメーターの事前貸与を行うことができる。各々の場合に必要な書類を添えて受け取ること。

【 表5.5.1 メーターの貸与に必要な書類 】

給水装置工事作業伝票	施工承認時に交付したもの 工事用として事前貸与を行う場合は、メーターボックスの設置状況写真を添付すること
水道検針台帳	水栓住所、使用者名等を記入して提出する 裏面に位置図とメーター位置図を記載すること
水道使用開始届 (指定工事店専用)	水栓住所、使用者名、使用開始日等を記入して提出する 使用者氏名、所有者氏名、取扱工事店に押印が必要
メーター受取カード	受付番号、メーター口径、個数等を記入して提出する
室番号とメーター番号表	共同住宅等で複数のメーターを貸与する時に提出する

5. 6 施工水栓

1. 施工水栓の定義

同一所有者の届出による2戸以上の給水装置工事において、その一部の戸の使用水量および給水用具個数等の水道使用計画が未定であるものに、将来想定される使用水量を元に決定した給水管口径に基づく水道利用加入金を納入し、当該戸への分岐部からメーターまでの間の配管、またはテナント内に給水用具（給水栓）の設置を行わない範囲まで配管した状態で、水道メーターの取付けを行わないものをいう。

2. 留意点

- (1) 施工水栓がある場合は、工事完了届提出時に当該水栓についての水道検針台帳及び水道使用開始届を提出すること。(使用者、メーター情報は空欄)
- (2) 施工水栓についても検査対象とする。
- (3) 当該水栓において給水用具を設置する場合は、給水装置工事の届出が必要となる旨を所有者に説明すること。

5. 7 工事竣工検査の申込

竣工検査は、書類・現地の検査を行い、給水装置工事が適正に施工され、構造材質基準に適合しているかの確認を行うための重要な過程である為、工事完了後速やかに実施し、管理者による竣工検査の実施前に、給水装置の使用が開始されることがあってはならない。

1. 提出書類

指定工事業者は、工事完了後、給水装置工事完了届に竣工図等の必要な書類を添えて、速やかに届出なければならない。（法第17条、給水条例第7条第2項、指定工事業者規程第15条）

【 表5.6.1 竣工検査に必要な書類 】

給水装置工事完了届	実際に工事で使用した材料を記入して提出する
給水装置工事作業伝票	施工承認時に交付したもの
竣工図	止水栓位置図、平面図等を記入して提出する 所定の様式に収まらない場合は、別紙として任意の図面を添付すること
工事写真	工事に応じて必要な写真を整理して提出する

※ その他管理者が必要と認める書類を提出すること。（受水槽管理人届、小規模貯水槽水道設置届、簡易専用水道設置届等。）

2. 竣工検査

工事完了後速やかに竣工書類を提出し、書類検査を受けること。その後、現地検査を実施する日時の打合わせを行う。現地検査には、当該工事を担当した主任技術者が立ち会わなければならない。但し、管理者が立会いを免除するものは除く。（法第25条の9、指定工事業者規程第16条）

5. 8 工事記録写真

給水装置工事の竣工書類として、工事記録写真を添付するものとし、その写真及び撮影要領は次のとおりとする。

1. 記録写真及び撮影要領

撮影項目		撮影要領
共通事項		写真には工事内容を説明した黒板を入れて撮影すること 掘削・布設状況写真には尺を入れて撮影すること
道路部分	着工前	周辺の状況を入れ路面には掘削位置がチョーク等で明示された写真
	掘削完了状況	掘削完了後の写真で路面切断部を明確にし、既設配水管を露出させ、路面からの埋設深度が確認できるもの
	分岐器具取付状況	配水管への取付作業が完了した状態のもの 取付時の水圧試験の実施写真 (試験水圧:0.75MPaで5分間)
	穿孔状況	穿孔屑を排出しながら穿孔していることが確認できるもの 防食コア挿入状況
	分岐部保護状況	分岐部の防食フィルム等での保護状況が確認できるもの
	給水管布設状況	分岐部より、道路部分を横断布設された部分の全景写真※
	埋設シート設置状況	埋設シートを所定の位置に設置していることが確認できるもの
	埋戻路盤状況	巻き出し厚20cm、路盤厚、転圧状況が確認できるもの
	舗装状況	仮復旧・本復旧の舗装厚、施工、完成状況が確認できるもの
	完成	舗装本復旧完了後、区画線等の付帯表示を復旧し周辺の状況が確認できるもの
宅地内	止水器具設置・接続状況	止水器具上下流側の配管接続状況が確認できるもの※ (上流側立ち上り管の延長等により、上流側配管に圧着工等が生じた場合はその施工中写真、施工後の保護状況の写真も撮影すること)
	メーターボックス設置状況	メーターボックス上下流側の配管接続状況が確認できるもの※ メーターボックスとその他構造物との位置関係が確認できるもの
	給水管布設状況	主配管、屈曲部、分岐部、構造物下等
	器具設置・接続状況	給水ヘッダーなど特殊器具を設置した場合はその設置・接続状況
	既設管接続状況	既設管との接続・切り離しが有る場合は当該部分(施工前と施工後)
	水圧試験実施状況	水圧試験の実施写真(試験水圧:1.75MPaで1分間)
	受水槽設置状況	受水槽への立上り配管、エアーチャンバ、受水槽回りのフェンスの高さが確認できるもの
※道路部分～止水栓～メーターボックスまでは、各区間で不要な継手を使用していないことが確認できるよう全体を撮影すること		
※撤去工事については、上記の工程のうち該当するものを適宜撮影し提出すること		

2. その他

- (1) 提出写真はサービス版とするか、デジタルカメラ、プリンタを使用して印刷して提出する。
- (2) 提出写真は作業順に並べ提出し、原則として給水装置の上流側から順に並べ提出すること。

5. 9 給水条例第6条の費用負担とそれに伴う寄付採納、維持管理の取扱い

1. 給・配水管ともに布設されていない道路

- (1) 公道に給水管の縦断工事を要する場合は、その全額を工事申込者の負担とする。
また、維持管理は工事申込者（或いは水道使用者）となるが、口径50mm以上の給水管であれば寄付採納（無償譲渡）申請をすることができ、これを管理者が認定した時は、管理者が配水管として管理を行うものとする。

ただし、開発行為等に該当する場合は、公道の縦断部は配水管としての寄付採納（無償譲渡）が条件となる。その為、下記要件を満足する必要がある。

※ 配水管布設の一般的要件

- ① 埋設場所が公道もしくは公道となる場所であること。
 - ② 口径50mm以上であること。
 - ③ 材質は口径50mm…水道配水用ポリエチレン管
口径75mm以上…ダクトイル鋳鉄管（耐震性能を有する管）
 - ④ 宅内への引込管の2口径以上とすること。
 - ⑤ 管末に泥吐弁を設置すること。
- (2) (1) のうち開発行為等に該当しない口径50mm以上の給水管において、工事申込者が寄付採納（無償譲渡）申請を行わなかった場合、或いは管理者が認定しなかった場合は、工事申込者（或いは水道使用者）の管理とする。
 - (3) 私有地に布設する給水管は工事申込者（或いは水道使用者）の管理とする。
 - (4) (2) (3) において工事申込者（或いは水道使用者）が管理業務を怠った場合は、給水条例第32条及び第34条を適用するものとする。
 - (5) (1) の場合において、工事申込者が寄付採納（無償譲渡）申請することを前提とし、かつ管理者が申込口径以上の口径が管理上で適当であると認定した時は、当初申込口径に対する工事費用（土工事を含む）は工事申込者の負担とし、増径に必要な工事費用及びそれに付帯する工事費用は管理者が負担するものとする。なお、増径された給水管は配水管として取り扱い、管理者が管理するものとする。
ただし、開発行為等に該当する場合は、増径に必要な工事費用及びそれに付帯する工事費用は、その全額を工事申込者の負担とする。

2. 給水管のみ布設されている道路

- (1) 既設給水管から引き込みを行う場合、当該給水管（給水装置）の所有者及び使用者の承諾が必要であり、かつ、管理者が既設給水管の給水能力とそれより分岐する引き込み口径及び既存の引き込み戸数等を考慮し、十分に給水できると認定した場合に限り、分岐できるものとする。

ただし、開発行為等に該当する場合は、公道の縦断部は配水管としての寄付採納（無償譲渡）が条件となる。その為、1. の（1）要件を満足する管を新規で布設する必要がある。

- (2) 前項に該当せず既設給水管から分岐ができない場合は、新規に配水管より分岐し給水管の縦断工事を行うことができるものとする。その場合は1. の（1）～（4）を適用するものとする。

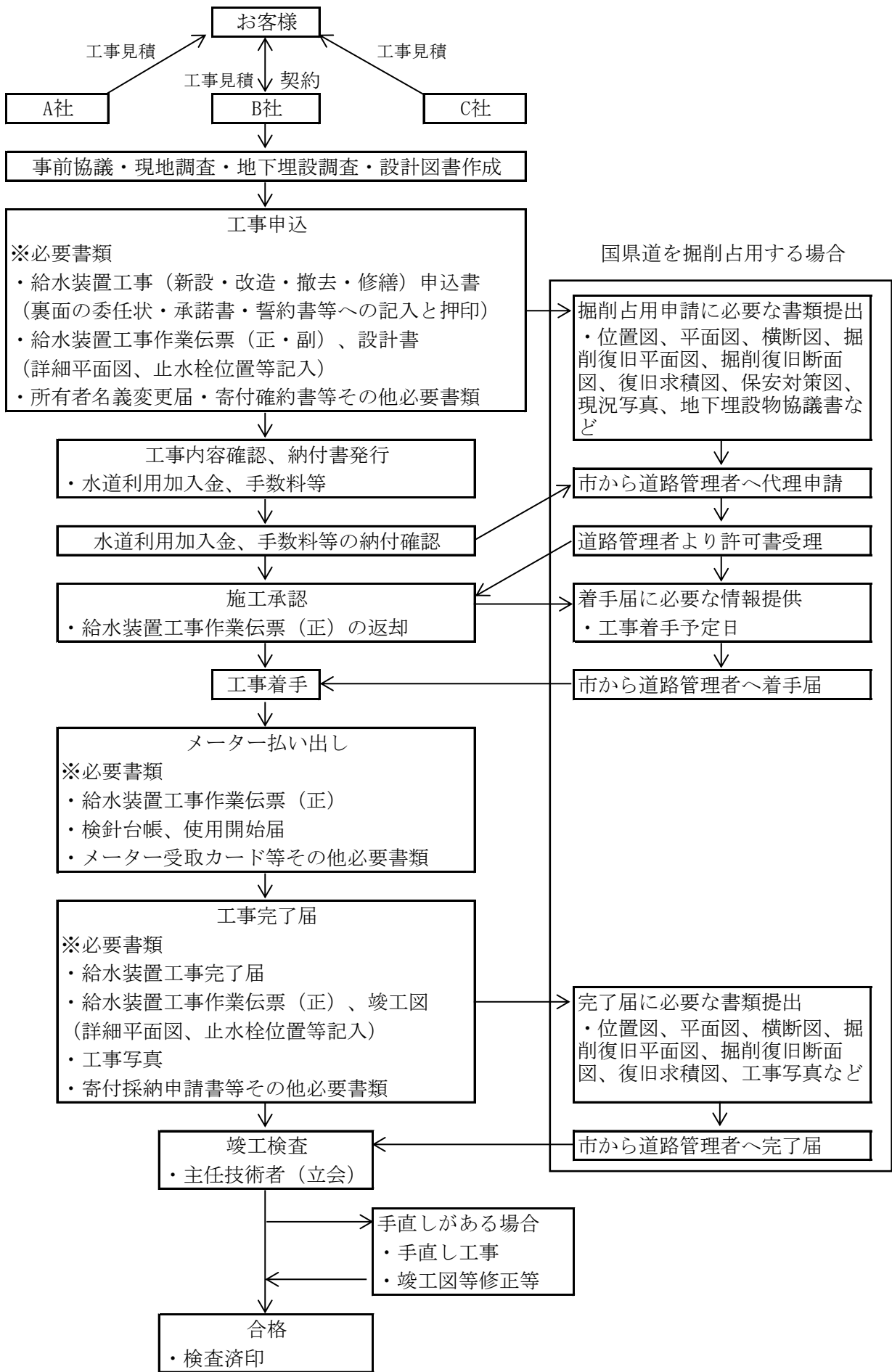
- (3) 工事申込者が寄付採納（無償譲渡）をする場合は、既設給水管（給水装置）所有者が布設替えに関する承諾をすることを前提とし、既設給水管を新設給水管へ切り替えすること。また、既設給水管の切り替え等の整備に必要な工事費用及びそれに付帯する工事費用は管理者が負担するものとする。切り替えにあたって管理者が申込口径以上の口径が管理上で適当であると認定した時は、当初申込口径に対する工事費用（土工事を含む）は工事申込者の負担とし、増径に必要な工事費用及びそれに付帯する工事費用は管理者が負担するものとする。なお、寄付採納（無償譲渡）された給水管は配水管として取り扱い、管理者が管理するものとする。

ただし、開発行為等に該当する場合は、既設給水管の切り替え等に必要な工事費用及び切り替えに起因する増径に必要な工事費用並びにそれに付帯する工事費用は、その全額を工事申込者の負担とする。

3. 配水管が布設されている道路

- (1) 公道に配水管が布設されている場合は、給水管の縦断工事は認めない。
- (2) 既設配水管から給水するにあたって、これから分岐する引き込み口径と既存の引き込み戸数等を考慮した結果、既設配水管の口径では給水能力が不足し十分に給水することができない場合は、既設配水管の増径等が必要であり、増径に必要な工事費用及び増径部の既設給水管の切り替え等に必要な工事費用並びにそれに付帯する工事費用は、その全額を工事申込者の負担とする。また、寄付採納（無償譲渡）が条件となり、増径された配水管は管理者が管理するものとする。

給水装置工事フロー図【参考】



<MEMO>